
平成21年第4回大和町議会定例会会議録

平成21年6月10日（水曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鷓 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

出席議員（17名）

1番	藤 卷 博 史 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
2番	松 川 利 充 君	12番	上 田 早 夫 君
3番	伊 藤 勝 君	13番	大 友 勝 衛 君
4番	平 渡 高 志 君	14番	中 川 久 男 君
5番	堀 籠 英 雄 君	15番	中 山 和 広 君
6番	高 平 聡 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
7番	秋 山 富 雄 君	17番	大 崎 勝 治 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	18番	大 須 賀 啓 君
9番	馬 場 久 雄 君		

欠席議員（1名）

10番	浅 野 正 之 君
-----	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	浅野 雅勝 君
教 育 長	堀籠 美子 君	産業振興課長	遠藤 幸則 君
代表監査委員	三浦 春喜 君	都市建設課長	高橋 久 君
総 務 まちづくり 課 長	千坂 正志 君	上下水道課長	渋谷 久一 君
財 政 課 長	千坂 賢一 君	会計管理者兼 会 計 課 長	織田 誠二 君
税 務 課 長	佐藤 成信 君	教育総務課長	瀬戸 善春 君
町 民 課 長	瀬戸 啓一 君	生涯学習課長	横田 隆雄 君
環境生活課長	高橋 完 君	総務まちづく り課まちづく り 対 策 官	千葉 恵右 君

事務局出席者

議会事務局長	伊藤 眞也	書 記	藤原 孝義
班 長	瀬戸 正志		

【議事日程】

- 日程第 1 「会議録署名議員の指名」
- 日程第 2 「一般質問」
- 日程第 3 「議案第 5 1 号 大和町まちづくり基金条例」
- 日程第 4 「議案第 5 2 号 大和町児童医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 5 「議案第 5 3 号 大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 6 「議案第 5 4 号 大和町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 7 「議案第 5 5 号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 8 「議案第 5 6 号 大和町総合計画審議会条例を廃止する条例」
- 日程第 9 「議案第 5 7 号 町有財産の処分について」
- 日程第 10 「議案第 5 8 号 平成 2 1 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 11 「議案第 5 9 号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について」
- 日程第 12 「議案第 6 0 号 宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少について」
- 日程第 13 「議案第 6 1 号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」
- 日程第 14 「議案第 6 2 号 宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」
- 日程第 15 「議案第 6 3 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」
- 日程第 16 「議案第 6 4 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午前9時58分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

みなさん、おはようございます。

少し早いんですが、おそろいですので、ただいまから本会議を再開します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番藤巻博史君及び2番松川利充君を指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、一般質問を行います。

きのうに引き続き順番に発言を許します。

15番中山和広君。

15 番 （中山和広君）

おはようございます。通告に従いまして2件についてご質問をいたします。

1件目の質問は、ひとり暮らしの高齢者のための相談・援助付き町営住宅の建設をとということでございます。2件目がエコ通勤構想の積極的な推進ということで、2点についてお伺いをいたします。

まず、1点目のひとり暮らしの高齢者のための相談・援助付き町営住宅

の建設のことではありますが、本町の高齢化率につきましては、今年3月末での総人口が2万4,684人に対しまして、高齢者は5,015人で20.3%ということで、県内市町村で唯一高齢率が前年を下回った町ということで報じられたところであります。高齢者の人口は昨年より68人ふえており、ひとり暮らしの高齢者世帯についても、平成19年の9月、これは宮城沖地震を想定してのひとり暮らし高齢者のマップ作成をするということで民生委員会の委員の方々が調査をし、マップを作成した、その当時の資料であります、212名ということでございます。また、本年3月、通告では218名ということでしておりましたが、私の調査力の低さが露呈をいたしまして、実質は町の人数からしますと、施設入所者を除いて469世帯、469名の方がひとり暮らしの世帯というふうに、1年半で約倍の人数になっているという状況でございます。ひとり暮らしの世帯については、これからもさらに急増するものという、そういう状況にあるものと思っております。

高齢者だれしもが住みなれた地域で健康で自立した生活を送りたいと願ってはいるものの、ひとり暮らしの孤独感、体の衰えによる病気や介護の心配、住宅問題などに不便や不安を抱いて生活されている方も多く、高齢者が地域社会の中で安全で安心して快適な生活を営むための充実した支援対策が望まれているところであります。

本町では、ひとり暮らしの高齢者に対する支援対策として、緊急事態発生時に迅速な対応ができるよう24時間態勢での見守り、支援のための緊急通報システムの対応、これは44名の方に現在対応しているということであります。緊急通報システム協力員の配置、さらには愛の訪問員による訪問活動のほかに住宅用の火災報知器への設置費用の一部助成、配食サービス等の支援を行っているところでありますが、ひとり暮らしの高齢者世帯全体の生活不安の解消には至っていないのが現状であります。今後ますます高齢化が進むことにより高齢者人口の増加、ひとり暮らしの高齢者世帯の増加も見込まれ、高齢者の生活などの不安解消対策は喫緊の課題と思われるところであります。

ひとり暮らしの高齢者の不安解消、不便を解消し安全で快適な生活が送られるよう看護師、ヘルパーなどを定期的に派遣し、機能訓練、保健・医療・福祉などの日常生活のサポートや相談、孤独感の解消を図るため入居

者同士が支え合い生活するひとり暮らしの高齢者仕様の町営住宅、国土交通省の事業ではシルバーハウジング事業があるわけではありますが、その建設を考えてはと思っておるところではありますが、町長のお考えをお伺いしたいということでございます。1点目は、そういう質問の内容でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。

それでは、ただいまの中山議員のご質問にお答えをいたします。

本町のひとり暮らし高齢者、65歳以上で施設入所者 251世帯を除く世帯は3月末、議員先ほどお話のとおり 469世帯となっております。この中で町営住宅にお住まいのひとり暮らし高齢者世帯は29世帯で、そのほとんど22世帯が木造住宅にお住まいでございます。65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方に対しまして、本町でサービスをしているところでございますが、先ほど議員からもいろいろご紹介あったものでございます。週1回から3回の昼食をお届けする「給食サービス」、あと年2回の寝具丸洗いクリーニングサービスを行う「寝具乾燥消毒サービス事業」、それから通信連絡機器を貸与いたしまして24時間態勢での見守りを支援いたします「安心コールセンターサービス事業」、それからホームヘルパー派遣などを行う「生活援助事業」、また部屋の掃除や草取りなどの軽作業をお手伝いする「軽度生活援助事業」、そして一時的な利用が必要となったときに介護保険施設等に短期入所をし、生活習慣などの指導と体調管理を行います「生活管理指導短期宿泊事業」など安心して暮らしていただけるように種々のサービスを提供しているところでございます。

さて、議員のお尋ねの福祉対策と住宅対策が連携した高齢者仕様の町営住宅、シルバーハウジングについてでございますけれども、高齢者のひとり暮らしや夫婦世帯が安心して快適に生活できる住宅として現在全国的にふえてきておりまして、本県では仙台市や大崎市、利府町、七ヶ浜町など

で設置されております。この住宅は住宅施策と福祉施策により手すりや段差解消、緊急通報システム等高齢者等の生活特性に配慮した仕様となっております。生活援助員により入居者の生活相談や一時的な家事援助、安否確認、緊急時の対応、関係機関への連絡など日常生活支援サービスの提供をあわせて行う高齢者世帯向けの公的賃貸住宅でございます。町では、既存のひとり暮らしの高齢者に対する福祉サービスとの連携も踏まえまして高齢者にやさしい町営住宅のあり方について今後検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

中山和広君。

15番 (中山和広君)

高齢者にやさしい町営住宅のあり方について、今後検討したいというお話でございますが、同様質問については、平成7年の12月議会で私はひとり暮らし老人等の町営住宅建設を考えてはどうかということで質問した経緯がございます。その際には、大和町住宅マスタープラン、この中に計画を組み入れをして、高齢者の対応の住宅を考えていきたいということでございましたが、この大和町住宅マスタープラン、これについては、平成8年から17年までで計画期間が終了したということでもありますから、これからの新たな町営住宅のあり方というものの方針を示すような、そういう具体的なものを作成する必要はないのかどうか。私は、あるのではないかというふうに思っております。特に本町の町営住宅の中では木造で耐用年数が既にはるかに経過をした、そういう住宅も数多くあるわけがありますし、そういう中で平成17年度では町営住宅の西原第2、第3、第4団地を統合して集約した町営住宅のあり方もあってもいいのではないかと、そういう質問もしてきたところではありますが、そういう方向にはなかなか至っていないというのが現状であります。

何といたってもこれからの町営住宅のあり方、高齢者の住宅問題、生活問題、そういうことを考えた場合、このことについては町としてほうっておく課題ではないだろうということでありまして、具体的には先ほどの町長

の答弁では高齢者にやさしい町営住宅のあり方について検討するという
ことではありますが、具体的にはどのような方法を講じようとしているのか、そ
の考え方をまずお示しをいただきたいというふうに思います。

それから、第2点はシルバーハウジング、これについては先ほど町長の
答弁の中にも県内の町村での取り組みの状況がありましたが、この建設に
ついては、地域住宅交付金、これで建設ができる、そういう仕組みになっ
ているわけでありまして、ただ補助率が、これは2分の1なのかな。国の
補助金が2分の1、そしてあと事業者が負担をするという仕組みになっ
ているわけでありまして、そういうものを活用しての高齢者向けの住宅とい
うもののあり方、それを含めて町長の考え方、改めてお伺いをしたいとい
うふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、住宅マスタープランにつきましては、議員お話のとおり、平成8
年間から10年間のマスタープランでございました。それ以降、町の方で改
めてこの住宅マスタープランという形ではつくっておらないところでござ
います。このことにつきましては、一つには計画のあり方につきまして国
等の指導からみますと、住宅マスタープランを改めてつくらなくても県等
の、県、宮城県ですね。等の考えの中で、一緒にやっていく中で進めてい
くということで改めてつくるべしというものではなくなったということ、
総合計画なりそういった部分では見ていくわけでございますけれども、そ
ういったこともございます。

今、町の方ではそういった住宅のマスタープランはないところでござい
ますが、総合計画の中にも高齢者や障害者の方にやさしいまちづくり、そ
ういった中の大きな項目として入っておるところでございまして、基本的
にはマスタープランにある精神を継続してきておるところでございまして。

次に、高齢者向けの住宅の考え方を示せということでございました。町
営住宅のあり方、これは前にもいろいろ課題のあったところでございまし

て、老朽化の建物がある、そういったものを、何ていいますか、解体をし、新たな方向性を見いだそうということで、危険度のあるものにつきましては新たな方に入っていただかないで解体をしてる状況にあるところでございます。先ほど申しましたとおり、高齢者の方々、町営住宅、1戸建てに入ってる方が多くおいででございます。長いこと入っておいでだということで、町としていろいろ考え方の中で新しい方にお移りをいただきたいというような考え方等も持ったところでございますが、住んでる方につきましては、やっぱり現在住んでいる家が自分の我が家として住みやすいというようなお考えもあるようでございまして、そういったこともある中で現在に至ってるところでございます。

町営住宅全体の考え方といたしまして、前にもお話したことがあるかもしれませんが、町としてやっていく部分ももちろん必要なんでございますが、今大和町内いろんなアパートも現在空き室のあのところも随分ふえてきている状況にございます。まあ今後企業さんの進出等によって、また状況は変わってくるかもしれませんが、そういった状況もある中で、例えばそういったものを借り上げてやる方法はないのかとか、そういったこともいろいろ検討はしておるところでございますが、現在のところまだ具体的になっていないのが現状でございまして、まずそういった意味では、今後アパート・町営住宅というもののあり方、今後の進め方につきましては、古くなった老朽のものもありますので、そういったものも含めて再度今後の方向性というものは大きな流れの中につくっていく必要はあるというふうに思っております。

また、シルバーハウジングですか、につきましては、そういった補助もあるそうでございまして、まあ2分の1ということでございますが、負担はあるわけでございますけれども、こういった制度と申しますか、システムと申しますか、他町村でこういった動きになってるのかというのも私もちょっと確認、確認してございますか、まだ正式にやってるわけではございませんが、聞いてるところでございますが、なかなか当初の考えていたような運営、そういったものがうまくいっていないようなお話も聞いておるところでございます。その中でこういった課題があってそうなるのか、そういったことにつきましても研究をする必要があると思っております。

すし、そういった町村でもそういったお考えもあるようでございますので、これらにつきましては、今後そういったところの先進事例もございませぬので、先ほど言った町営住宅の考えの中でシルバーハウジングの位置づけというのにも、こういった形ならできるのか、または課題がどういふのがあるのか、そういったものは今後研究、勉強していかねばいけぬと現在思っているところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

中山和広君。

15 番 （中山和広君）

まず、木造住宅、町営住宅に住んでおるひとり暮らしの世帯が29世帯あるわけでありませぬが、これは先ほど申し上げたように既に耐用年数が経過をして、来たるべき想定される宮城沖地震での被害も心配をされるわけありますから、そういう住宅に入居をされている、そういう方々を安全な場所へといいますか、安全な住宅へお移りをいただくということも一つの方法なのではないかと。そういう中で先ほど町長の話の、答弁の中にあつたように民間のアパートを借りて、そしてそこに町が差額の家賃を助成をしてお移りをいただくということも一つの方策であるというふうに思ひませぬし、またシルバーハウジングにつきましても、私は実はこの質問する際にどこそこの町でこういうことをやってるとか、どこそこの市でこういうことをやってるといふのは言いたくない。といふのは、我が町は我が町がどういふ方針で行政を行うのか、そういう中で調査をするということについてはいいわけでありませぬが、あそこでしてるからこういうものをしていいんじゃないのかといふんじゃなくて、やはり我が町としてどういふふうなことをすればいいのか、その中での調査というふうに、町長の答弁はそういうふうに理解をしたわけでありませぬが、やはり一つの方策としてはそういうものがあるわけありますから、そういう活用しない手はないといふ、そういうことも私は考えの中に入れていかないと、ほかでやっている、それを調査してということになりますと、もちろんその調査も必要でありますから、なかなか前に進まないのが現状ということでありませぬから、

改めてそれらの考え方について町長の考えをお伺いをして、1番目の質問を終わりたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、その安全性というものにつきましては、確かに建物の老朽化等々もありますし、またあそこにつきましては、例えば下水の関係等々そういったこともございます。そういった中で建てかえなり、ほかに移っていただくなりということ、そういったことは考えていく必要があるんだというふうに思っておりますが、町営住宅という形でまるっきり町でつくるのがいいのか、方法としてのやり方につきましては、先ほども申しましたが、民間の借り入れ等々もあり得る、方法としてはあるというふうに考えております。

あと、さっきも言いましたけれども、住んでおられる方の気持ちというのが、やはり、何ていいますか、今住んでおられる場所が、という思いも結構深い方もおいででございます。そういった中で、例えば町営住宅の新しい方が空いたときにいかがですかとか、こっからこっちに移っていただく、例えば隣の棟の部屋に移ってくださいといってもなかなかそれもこっちがいいというようなお考えもある方もおいでですので、その辺は、何ていいますか、やっぱり住んでいる我が家が一番だという強い気持ちもあるのかなというような考えもございます。

まあそのようにいろんな考え方あるわけでございますけれども、そのあり方について、あと家賃の関係ですね。それについてもいろいろ出てくると思いますので、課題としては一つだけではなくていろんなことがあるというふうに思っております。

いずれ、その民間のアパートなりそういったものを借りるのも方法の一つと先ほど申しましたけれども、そういったものも含めて考えていきたいというふうに思っております。

また、シルバーハウジング、もちろんほかの事例を調べるということに

ついて、決してあら捜しをするということではなくてですね、いい部分をももちろん探していくわけでございますけれども、課題としてあるということも、実際にやった場合に出てくるのも事実でございますので、それを調べることによってそれだけでだめとかいいとか判断するということではなく、そのことを参考にしながら、そのことを生かしてやっていくという調査、そういったことを考えておりますので、ご理解をお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

中山和広君。

15 番 （中山和広君）

いずれ高齢者の方々はこの町の今日の発展の礎を築かれてきた、そういう方々でありますから、その方々が安心して住める、そういう住宅については、当然これは考えるべきだろうというふうに思って、そのことに期待をして1件目については終わりたいというふうに思います。

次に、2件目のエコ通勤構想の積極的な推進ということでお伺いをいたします。

5月8日の河北新聞に報道されました内容によりますと、工業団地従業員のマイカー通勤を減らし、交通渋滞緩和と二酸化炭素の排出削減を図る目的で仙台北部中核工業団地と第二北部工業団地へ路線バスを走らせるエコ通勤構想が持ち上がったという報道がなされました。内容については、東北陸運局、工業団地立地企業でつくる「エコ通勤推進協議会」が今年3月、路線バスの試験運行を提言したと報じられましたが、町もこの協議会のメンバーに当然入っているものと思われませんが、改めてその状況についてお伺いをしたいということでもあります。

次には、報道の内容では、実現に向けて利用の見通し、採算性等々で課題も多く、視界は開けていない悲観的な状況だと報じられておりましたが、本町としては将来予測される交通網の悪化の改善、現在進行しております区画整理事業地内の住宅団地への定住促進などを推進する上でもエコ通勤構想は重要な課題だというふうに思っているところでありまして、このことについては積極的に推進をすべきというふうに思うところであります。

す。

また、去る5月25日に開催されました「緑の未来産業都市くろかわ建設推進協議会」の総会の様子が報道されておりましたが、その中では自動車産業の進出を好機ととらえて黒川全域を循環する鉄軌道計画を積極的に推進すべきとの意見が多く出たという内容でありました。町長も談話についても、4町村の新たな未来像を掲げ続けていく鉄軌道実現の機運を再び膨らませたいと力を込めて話したと。6月2日の新聞で報じられていたところであります。

エコ通勤の路線バスの運行についても、鉄軌道にしても、それが実現すれば本町のまちづくりに大きなインパクトとなるわけでありまして、その課題はいろいろあるかもしれませんが、町を挙げてこのことに取り組む必要があるのではないかというふうに考えるところでありますので、町長の考えを改めて伺いをするところであります。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、エコ通勤構想についてでございますけれども、仙台北部中核工業団地等におきましては、公共交通機関の乗り入れがございまして、朝夕の通勤車両によりまして交通渋滞が発生しており、今後新たな企業進出により一層の交通渋滞が予想されることから、交通渋滞の緩和とマイカーからの二酸化炭素排出量削減のため、関係者によりまして協議会の場として「仙台北部中核工業団地等エコ通勤推進協議会」が設置されたものでございます。事務局は東北運輸局の交通環境部でございます。学識経験者としていたしまして宮城大学の徳永教授を座長として、企業、交通事業者、自治体、自治体は宮城県、大和町、富谷町、大衡村でございますが、一堂に会しまして平成20年の9月から21年の3月までにわたって意見を交換したものでございます。

事務局からの提案につきましては、一般路線バス案といたしまして泉中央駅から工業団地へ乗り入れる便と、吉岡を起点としまして工業団地へ乗り入れる便、さらには特急バス、大衡仙台線を現行の大衡役場起点を工業

団地を起点に延伸する案が提示されておりました。この計画に対しまして、工業団地内の企業の方々へアンケートが実施されまして、バス代や料金、利用の状況をまとめ、結果について説明を受けました。受けましたが、通勤時間がかかり過ぎることや利用便数が少ない、運賃が高いなどの課題が提起されまして、バス事業者からは一般路線バスの運行条件として自治体への費用負担を求めておったところでございます。本町としましては、新規路線への費用負担は難しい状況ではあるものの、企業誘致戦略上、公共交通の乗り入れは必要であるとの見解を示しております。

エコ通勤推進協議会は3月で終了いたしました。民間のコンサルタントが環境省の補助を受けまして、交通実験へ取り組みを計画いたしました。実験後の継続性のめどが立たない等の理由で選定が見送りとなったものでございます。

しかしながら、通勤車両の増大が予測され、交通環境の緩和、さらには定住対策として公共交通の確保は重要で課題と受けとめておりますので、このことについては一層研究を進め、実現性を検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

中山和広君。

15番 (中山和広君)

再質問をいたします。

まず、企業進出がフル稼働ということになった場合、交通渋滞、これは慢性的な交通渋滞になるのではないかという心配がされるわけでありませう。さらに、今、国を挙げて地球温暖化防止対策ということで動いているわけでありませうし、我が町でも低炭素社会の実現を目指すということで、新エネルギー普及促進も含めた補助事業にも取り組んでいるという、そういう状況の中でありませうから、このエコ通勤については、非常に重要な、そういう面での重要性があるというふうに思いますが、これはやはり一人ではできないということで、ここで答弁では、もう既にこのことについての考え方は終わったということでありませうが、事務局としての案ですね。

終わったということではありますが、改めて、これは町がリーダーシップをとって再度このことができるのかどうかという、そういう提言・提案もし、研究もする必要があるのではないかというふうに思います。

それから、7年前に提唱された、いわゆる「緑の未来産業くろかわ」の構想の中で鉄軌道の提唱がなされ、今日までそのことについて研究がなされてきたところではありますが、実現までは非常に難しいということではありますが、私は、やはりこのまちづくりの夢、それを限りない夢として見ながら、夢から始まるまちづくりというものは、どういうふうになれば実現できるのか、それもあわせて考えていけば、このことについては、非常に長い期間がかかる。場合によっては頓挫するような状況にもなるかもしれないが、一つの手段としては、エコ通勤のための路線バスの運行、そして最終的には鉄軌道の導入という方向で、夢限りない方向でこの事業に取り組んでもらいたいということから、今回のこの質問の項目に挙げたわけでありまして、改めてそのことについて町長の思い、考え方をお伺いをしたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
お答えを申し上げます。

議員お話のとおりでございますが、まず一つ、この新聞等にも載ったやつ、この構想、「エコ通勤推進協議会」につきましても、国の方向で最初進んでおったところでございますが、いろんなアンケート調査または今後の将来、近い将来だと思っておりますが、について、なかなか先の需要なり、そういったものもまだまだ見えない状況であるということ。また、企業さんの考え方として通勤費を今それぞれお払いになってるわけですが、その部分とバス路線に切りかえた場合の運賃といえますか、そういったもののギャップ、それから通勤時間帯にうまくそのバスが運行できるのかという、そういったもの、要するにバスの本数の問題ですね。そういったものもろがあって今回のものにつきましても、国の実験のメニューには乗れな

いということ断念といいますか、というふうになってるところでございます。

しかしながら、これからの町、まあ大和町のみならず黒川郡域、そういった部分で、まあ泉も入ってくると思いますけれども、通勤とかそういったものに対する、交通に対する問題・課題につきましては大きなものがございます。当然、大和町といたしましても、大和町単独だけというわけにはいかないと思いますけれども、関係町村、大衡さんとか富谷さんとか、または県とか、そういった方々と相談をさせていただきながら、この通勤のあり方については、これからもしっかり検討していかなければいけないというふうに思っております。

国の制度の中で、ちょっと今回の実験には、実験といいますか、メニューには乗り切れなかったところはございますけれども、当然このことについてはすべてが一遍では解決できるとは到底思えないところがございますけれども、少しでもそういったものが緩和されるように、または住民の方々に迷惑がかからないように安全面の対策ということは講じていかなければいけないというふうに思っております、それは、この部分ではストップとなっておりますが、ほかの部分では、まだ動いておるということでございますので、議員がおっしゃるとおりだというふうに思います。

また、鉄軌道でございますが、新聞報道に載ったところでございますが、緑の未来産業都市づくりで、これはこの緑未来の事業がスタートしたときから鉄軌道といいますか、軌道系の北上といいますか、そういったものの構想をメインに進めてきた協議会でございます。その以前にはやつで構想とかそういった交通の大きな宮城県内の構想がありまして、そのときからその軌道系を北に伸ばす、そういうことによって、やつでっていうのは、仙台を中心にして八本の手が出ていくという構想のようでございますが、そういったものがあつたものを受けて、この緑未来ができたというふうに聞いております。一時的にこのお話がある、このお話っていうのは、去年おととしくらいのお話がある以前の段階では、元気のない組織となっております。それまでいろいろ調査をしたところでございますが、採算部門においてどうしても合わない、合わないというか採算がとれるまで事業が運営できないという調査結果等々が出てきておりまして、緑未来としましても、軌道系につきましても、仙台も東西線に移ったりしたもんです

から、その構想、考え方につきましてトーンダウンをしたといいますか、そういう状況にあったのが事実でございます。

ここ数年、この環境が変わってまいりまして、前とは状態、状況といえますか、環境が変わってきてるのではないかというご意見、また皆さんの考え方もある中で、今回、まああれは決して今出てきた構想ではなくて前からの構想ではあるんですが、改めて環境が変わってきた中であるので、こういった軌道系については、またみんな、まあ夢といいますか、そういったすぐ近くどうのこうのというのはなかなか難しいわけでございますけれども、以前のこのエリアの大きな夢、希望という中でやっていくべきであろうという考え方が再浮上っていったら変ですけども、今まで空気が抜けて風船がしぼんできたのがストップなって、少し空気がまた入ってくるような状況になったということでございます。

この軌道系のことにつきましては、そのほかにいろいろ今度はルート、これはいろいろな考え方ですけども、貨物の路線をこっちに引っ張ってくるとかですね、そういった考え方もいろんな形で、非公式の中でいろんな話の中で構想的に思いの中で出てきてるわけございまして、今回北部工業団地なり第二北部工業団地なりがそういった形で自動車系の方々がどんどん来るようになった場合には、それを運搬するのはどうしたらいいんだろうとか、そういったものも含めながらそういった、何ていうか、大きな部分でですね、構想を練りながらそういった大きな目標、夢に向かっていくということでございまして、このことにつきましても、決して今まででなくなったというんでなくて、ちょっとトーンダウンしてたのがまた、何ていうか、光が見えてきた状況でございますので、これは未来都市づくりだけではなくてですね、緑未来だけではなくて各町村、県とかそういった方々も入っておりますので、その中でそういった構想なりそういったものは今後に向けていろいろ考える、検討するといいますか、そういったこともこれから大きな意味ではやっていくということでございますので、そういった意味でこの間新聞報道等にも載りましたけれども、また明るい兆しが見えてきたなという意味の報道だったと思うんですが、会議の中でもそういった中で進めてまいりたいというふうに、この間総会の中でそういうお話があったところでございます。

議長 長 （大須賀 啓君）
中山和広君。

15 番 （中山和広君）
大変課題の多い事業であります、その実現に向けた町長のリーダーシップを期待をして終わります。
以上、終わります。

議長 長 （大須賀 啓君）
以上で、中山和広君の一般質問を終わります。
16番桜井辰太郎君。

16 番 （桜井辰太郎君）
それでは、通告しておりました質問を、議長から今お許しいただきましたので質問をさせていただきます。

初めに、しつけについてでございますが、私の質問の要旨の中を朗読させていただきますが、愛情や期待など善意からと称して幼児の虐待が毎日のように行われている。事件として私たちが知るのは、ほんの氷山の一角に過ぎないという状況にもあります。しかも、このようなことをしつけの名において行われることが多いようでございます。その結果、幼い子どもの命が失われることもあります。しつけのつもりだったとして、このような行為を正当化している論法や言いわけもよく新聞紙上に載っておられます。中にはその動機たるや、とても子どものためとは言いがたい大人の一方的な考えとしか思われぬ弁解もあります。

このような現実がある一方、子どもの荒れ、非行への対症療法として母親の愛情の復興、もう少し愛情を注ぐ、そのようなお話もあります。また、しつけの強行の実行など国会でも口にされていることもございます。

このような社会の動きの中で、私たちはしつけについて、家族であるおじいさんやおばあさん、お父さん、お母さん、社会や地域は、どのように対応していくべきかを伺うものでございます。

初めに、子どもにとって現代社会をどのような時代と思っているのかで

ありますが、このことについては、私も通告いたしました。非常に幅が広く、私の考え方を述べて、そして答弁をしていただく教育長の考えを聞かせていただいただけでございます。ですから、このことについて、初めに私の思っていることをお話し申し上げたいと思っております。

子どもにとってどういう社会か考えるときに、私は学校での道德教育についてを考えてみたいと思っておりました。町民は学校がすべての価値観や道德教育にもっと力を入れてほしいと願っていることは町民ひとしく思っていることでもあります。世論調査を見ますと、公立学校に通う子どもの保護者の45%以上が道德の強化、道德に力を入れてほしいと望んでおられる記事もございます。

また、憂慮すべきことは「あなたは今日の親に欠けているものは何ですか」「何だと思えますか」という質問と、それから「今日の学校に最も欠けているものは何ですか」という、その二つの質問に対して親が一同に答えたことは「高い道德的規範を要望する」よう答えておったようであります。また、「保護者は自分の子どもの道德行為に対して、道德的行為に対して責任ありますか。学校も子どもたちの道德的教育に対して責任を分かち合うべきだと思えますか」という保護者と学校への質問に対して保護者の80%が学校と保護者の責任を分かち合うべきだというふうに答えておりました。このことは、何といたってもやっぱり学校に期待すること、それから学校が保護者に期待することが一つの形としてあらわれてきたのかなというふうに私なりに感じております。

町民の関心は、道德教育だけでなく、規律とか校内暴力のような問題にまで関心が広まっていることは、ご存じだと思います。このような道德教育の問題に対する学校の役割は、まだまだはっきりとしておらないように私は感じております。学校の道德教育の役割の本質についても議論も整理されていないようにも感じますが、どのように道德教育について推し進め、そしてこれからも進めようと感じられているのかも伺いをいたします。

しかし、どうしてこんなに道德教育に対する関心が高まってきたのだろうかという思いは、だれしもが思っていることだと思っております。私は、一つの考え方がありました。平成14年に3年かけて小学校から高校までの

新しいカリキュラムの内容の中に学校五日制がありました。主要課目の授業時間の短縮と教科内容を削減したり、そしてカリキュラムがこのような指導要領の中で実施された。そのときに私は、このように五日制の中で本当に立派な子どもたちが育っていくのか。あるいは塾や、あるいは学校に対して父兄やあるいは子どもたちが少し魅力の感じる分が落ちてくるのではないかというふうに思ったこともありました。そのことについては、質問したこともございました。特に中学校の3年生では理科と数学の授業時間数が減り、これが減った分については「ゆとり教育」と呼ばれ実施されたのでありますが、この教科時間の削減の実施のときから、ゆとり教育をほうっておいては日本を滅ぼすことになるのではないかと、手おくれになるのではないかと訴えた大学教授もございました。このことについては、中止をさせるべきではないかとインターネットで訴えた、その大学教授もおりました。このゆとり教育の評価については、学力試験については、大分ウエートを下げて評価点数が低い。そして、個人の意欲とかそういうことについては、高い評価をしているというふうにも書かれておられましたが、このような評価の仕方については、観点別評価というふうにも評価することであるというふうにも載っておられましたが、このような観点別評価採用され、特に子どもたちやお父さんやお母さんたちは成績評価について、とても要領よく、要領よい子どもに育てているのじゃないかという心配もありました。ですから、そのように要領よくなったことによる子どもたちの非行、多くの子どもたちが走っていったのではないかという、ゆとり教育に対する非行のつくった、非行をつくったもとに、このゆとり教育があるのではないかというふうにも言っておられましたが、私にはそういうことについては、議会の中で質問させていただきましたが、生きる力のはぐくみ方にもっと力を入れてきたというふうにお答えもございました。もちろんそのことについては、そのとおりだと思っております。

このような状況の中から、学校での道德教育の必要性が再燃してるものと私は思っております。

では、子どもにとって現代社会をどのような社会と思っているのかであります。本当に私の考え、とても難しい、まとまらない質問であります。私の質問をさらに聞いていただきたいと思っております。

今後の質疑に対する考え方を伺うわけでありませぬけれども、今まで述べたような子どもたちの見方でありませぬ。さらには1980年には高度経済成長がどんどんどんどん進みまして、子どもたちはその時点では本当によく勉強しなければならぬというふうにお考えおられましたし、先生も地域もそのように思っておられました。実際、学力の国際比較をしたときには、日本はいつも高い水準を保っておられました。経済の発展とともに、とても文化が進み、とても住みやすい、しつけの整った教育の中で子どもたちは幸福であるというふうには感じていたのではないかとこのようにも思っております。しかし、そうかといって私たちは、ずうっと安心してきたわけではありませぬ。その後ずうっと見てみますと、今の子どもが大人になったときに期待が持てますかという質問が毎日新聞社で世論調査をいたしました。その結果、世論調査の結果、期待をかけることをためらい、そして将来の子どもたちに絶望が感じられる、そういうお答えもございました。これは毎日新聞の記事でございます。この悲観の内容については、このように内容ございました。

勉強しない、あるいは親孝行できない、そんなことではなく、学校現場では授業についていけない子どもが多過ぎるということでありませぬ。勉強しない、あるいは親孝行ができないということが問題視されたわけではございませんでした。皆さんもご存じであります、子どもをめぐって落ちこぼれあるいは落ちこぼし、あるいは三無主義、無気力・無関心・無責任、そしてシラケ、そして引きこもり、不登校という言葉がはやりました。こういう言葉は実際に現場の中であった事実だと思っております。落ちこぼれは授業における競争の敗者であり、引きこもりや不登校、あるいはシラケについては、学校の教育に対して挑戦できない離脱した、そういう子どもたちを称するようになりました。このようにことから期待できないと判断をしてしまったのではないかとこのように私は思っております。

人間社会は、地球が存在する限り続くわけでございます。ですから、子どもたちに期待できるよう教える行動を大人たちが今起こさなければならぬというふうには私は思っております。学校という人づくりの形が大きく変わってきた、あるいは大きく発展してきた、そういう学校の中でなし遂げた、そのような学校教育、このような学校教育を、もう一度再現してい

くべき必要があると思います。子どもたちの心がシラケないように私たち大人自身が自分をつくりかえ、見えなくなった現代の子どもたちを再びつかむ努力、あるいは引き寄せる、そういう努力をしなければならないと感じます。そのためには、今まで見えているかに思っていた子どもたちのあの姿を、もう一度疑いながら、自分をも疑ってみながら新しいものをつくり上げていく必要があるのではないかと考えております。

さきに述べたようにシラケ、三無主義、引きこもり、不登校などの競争から下りてしまうことが子どもたちの現代社会を見る目、あるいは思いではないかと。私は、そのように思いたくはございませんが、何かそのように感じられる節がございます。家でのしつけの担当者としても、しっかりと子どもたちと向き合うことも非常にこれからも今までも、今までもこれからも大切なことであったわけであります。次に、学校の指導過程について伺います。

授業は、とても教えやすいクラスと教えるにくいクラスがあると考えております。もちろん教育長は感じておられると思います、教鞭をおとりになった経験がございますから。先生にとって学習に望むことは態度や意欲、それから授業を成り立たせるための規律が必要だと思っています。教科指導は子どもたちの認識を高める能力の開発でございます。この強化は義務教育の間に綿密に計算されて、そして教師主導の中で実施され、能力を引き出してくれるわけであります。よい教師に恵まれ、よい指導を受けることによって、子どもたちの心にある認識が大きく能力として開くことができるのではないかと考えております。

教師は、いつでも教科指導と一緒に常識も指導できなければならないと感じております。教科外指導、つまり生活の訓練でございますが、学校の自治会あるいはクラブ活動など、教師という立場の制約を受けながら、指導の一つとして教科指導、教科外指導の二つの活動を実施しなければならないわけでございますけれども、私はこれからの学校教育は、その二面をそろえて実施していただくべき進めていく必要があるのではないかというふうに考えております。教科外指導には、さっき申し上げたように学級の委員会、あるいはクラブ活動、あるいは学校の行事等ありますが、この指導もさまざまな形で考案され、そして実施されております。教科の指導とは違って絶対不可欠なものではなく、いろんな形があると思います。先生は教科外指導で子どもたちを育てていくことも、これはもう本当に期待されるところでございます。親たちにも

教科外指導がいかに大切であるか、そのように親たちにもやっぱり支援をしていく必要があるのであります。学校の指導強化について、教育長のお考えをお伺いいたします。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

暫時休憩します。休憩事件は10分間とします。

午前10時58分 休 憩

午前11時08分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。教育長堀籠美子さん。

教 育 長 (堀籠美子君)

桜井議員の質問にお答えいたします。

価値観が多様化する現代社会を生きていくことは、我々大人も苦勞することが多い時代です。子どもたちにとっても同様であり、私たち地域の大人や保護者がきちんと見守っていかなければならないと考えます。

児童の虐待に関しては、「児童虐待の防止等に関する法律」が平成19年5月に改正され、防止策の強化がとられておりますが、残念なことにマスコミ等で児童虐待の事件が報道され、数は減っていないのが現状でございます。

本町におきましても、保健福祉課が窓口となって虐待に関する相談等を受け付け、ワーキングチームを編成して、具体的なケースに対応してきております。今年度に関しては、さらに教育総務課にも担当を設け、町内の児童生徒の状況について、学校及び保健福祉課と連携を図って取り組んでおります。また、県教育委員会から社会福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーの派遣を受け、教育分野からだけでなく福祉分野からもアプローチをしていきたいと考えております。

次に、教師も子どもも親も教科指導が中心となっているのではという質問に対してお答えいたします。

「OECD」の学習到達度調査や「IEA（国際教育到達度評価学会）」が実施している「TIMSS」、これは数学それから算数、理科の子どもたちの国際的な傾向を見る評価でございますが、これにおいて世界的な学力調査で日本の児童生徒の学力が低い結果になったことがマスコミ等で指摘され、学力向上が中心となっているのが現在の教育界でございます。

しかし、知・徳・体のバランスが教育には必要であります。特に徳については、週1時間の道徳の授業だけにとどまらず、議員がおっしゃいましたとおり、教育活動のすべてを通して各学校で実践するように校長会等で指導しております。また、新学習指導要領は現在移行期間でございますが、道徳の指導内容に関しては、移行を待たずに今年度から先行実施となっており、町内の小中学校でも新しい内容を入れて取り組んでおります。道徳以外でも、こちらも議員がおっしゃったとおり、総合的な学習の時間等で体験学習を取り入れ、心豊かな児童生徒の育成を図っていきたいと考えています。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）
桜井辰太郎君。

16番（桜井辰太郎君）

ただいま質問に答弁がございましたが、私が聞いておる現代社会が多様化しているということで答弁が、とても生きていくことは我々大人にとっても苦勞することが多いというふうに、ですから子どもたちにとっても同様であろうということでございますけれども、子どもたちは生まれ育って、そして学校に入って、もっともっと集団生活の中で、そして生きていく。その集団生活の、学校の集団生活の中で生きていき、そして地域の集団生活の中で生きていき、そして社会全体を、どのように集団生活の中で子どもたちは生きていく、あるいはコミュニケーションが必要だとか、そういうことを子どもたちはどのように思っているのかということ、もう一度具体的に聞かせていただければ、私の今前に述べた一般質問の内容、とても成績評価あるいは生きにくい、あるいは学校の教育のあり方は多様で、とても先生方も難しいということ、もうちょっと具体的にお話していただければというふうに感じますが……。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長堀籠美子さん。

教 育 長 (堀籠美子君)

今は子どもたちは少子化の時代ですけれども、どんなときでも子どもは宝だというのは変わらないというふうに押さえます。それから、前の時代がない、しびりがないういというんでしょうか、子どもたちは目の前にある環境がすべてでございます。そういう意味で今の環境を当たり前のことというふうに、むしろ受けとめているのではないかと思います。大変だと思うのは、大人側に立った気持ちで子どもたちの方を推測して、そういうふうに当たっているとと思うんです。

ですから、これも議員がおっしゃったように、たくさんの責任や問題は、やはり環境をつくってる大人側の、そのあり方にあるというふうに押さえています。むしろ子どもたちは学校生活を楽しいものにとらえていると私は思っているところです。

議 長 (大須賀 啓君)

桜井辰太郎君。

16 番 (桜井辰太郎君)

やっぱり本当に邪念のない子どもたちを、どう育てていくかということを私は訴えたわけでありましてけれども、しつけについては、子どもたち、それから若者を一人前にするという、そういう目的があって実施されておるわけでありまして、大人がもっともっとやっぱり子どもを理解できて、何が必要なのか、あるいはあいさつや、それから日常の会話や聞く、そういう態度や言葉、そういう訓練などが本当に必要ではないかというふうに私も今の答弁の中で感じたわけでありまして。ですから、こういうことを学校や家庭での生活の中から自然と身につけられるような、そういう家庭や学校や地域や家族が教えられるような、そういう自然体の中でしつけがされていくような、そういうことを、やっぱり学校の先生、まあ職員室、あるいは父兄の方々とひとつお話し合いをして、そして一つの、いろんな形ありますけれども何かについて議論してみる、そういう必要というものが、私は、この教育の中で必要じゃないかというふうに考えられるわけでありましてけれども、私の再々質問について、そのお考えをお聞かせいただければと思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長堀籠美子さん。

教 育 長 (堀籠美子君)

お答えいたします。

例えば学校におきましては、先生方、そのしつけをするに当たって体罰が禁止されております。ですから、最終的には、もう説得が一番でございます。説得というか、いろいろな事例を引いて、これがあなたにとっていいんだという、あなたの夢を実現するにはこれがいいんだという、その説得力が非常に求められていると思うんですが、ただ、その説得がうまくいくということの中に、私としては、先生方はやっぱり尊敬されるということが一つあるのかなというふうに思っていますし、またこれは教えられたんですけれども、信頼関係っていうんでしょうか、それが成り立つことが学校ではどうしても必要でございます。体罰はできませんので、そのために先生方は努力しなければならないと思うんです。そのことを今議員がおっしゃったように家庭や地域の方にも議論っていうんでしょうか、議論っていうか、まあ話し合っただけで学校の先生の置かれてる立場を理解していただきたいというふうに、先生方の方の肩をもつわけではないんですが、思いますし、あわせて家庭におかれましても、しつけをする場合に、それが本当にしつけとなるためには、やはり家族の信頼とか、まあ口はばったいんですが、愛情とか、そういうものがなければ難しいというふうに考えています。

議 長 (大須賀 啓君)

桜井辰太郎君。

16 番 (桜井辰太郎君)

やっぱりそうだと思います。今、教育長が述べたように、しつけという本質の中には、私もやっぱり愛情だというふうに思っております。ですから、その愛情が職員室やそれから地域や家庭や、そういう家族の中で自然体で入っていくような、そういう父兄にも考え方や、そういうお話し合いをしてみる場所の提供などもやっぱり支援していかなければならないなというふうに今感じたわけではありますが、教育委員会としてそういうことを、機会がある、あったときに、やっぱりもう一度議会の中でこういう質問がありましたよというふうな校長会での話などもやっぱり出しながら、職員室

の共通理解の中でとてもすばらしい子どもたちを育てていく、プロとして意識を持って育てていかれるよう、私はご期待をいたします。

私の次の2番目の要旨でございますが、教科についてでございますが、さっきも述べたようにしつけと教科ということになれば、子どもたちの能力を開発するための、そういう学校教育と、それからもう一つ社会の中で生きていくためのいろんな物の考え方、特に体験を多くさせることによって生きる力がはぐくんでくるんだというふうについて、いつかの答弁の中で教育長が申しておられましたけれども、やっぱり体験をさせる、そういうことを教科外の指導の中でさらにさらに実施し、そして教育の中で学力の向上もしていくような、その二面については非常に難しいと思いますけれども、このことについても、やっぱり何といても職員室あるいは学校経営、それから父兄の考えが一つにならないと、私はできないというふうに思っております。

教育長の答弁の中には知・徳・体のバランスが教育には必要であるというふうに言っておられましたけれども、知については、落合小学校の中にもございました。知については、何といてもやっぱり知識を高めながらいろんなコミュニケーションができるような、そういうことだと思っておりますが、それらの教科外の指導について、私の今の取りとめのない質問の中から、特に職員室の対応、もう一度見直してみる、そのことについてどのようにお考え……。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長堀籠美子さん。

教 育 長 (堀籠美子君)

お答えいたします。

学校のカリキュラムっていうんでしょうか、教育というのは教科の指導、教科の中にもう総合的な学習の時間は学習活動というふうになってますし、ことしは5・6年生が英語も、あれも学習活動というふうになってますが、これらの教科と、それから特別活動とそれから道徳というふうな3本になっておりますので、もうこれは議員何度もおっしゃるんですが、これらが一緒になっていかないとどの部分も生きてこなくなるということで、地域、学校、家庭が連携しなければならないと同じように学校においても、この教科と特別活動と道徳、これが一緒になっていかないといけないということで、質問のありました中の道徳においては、特にいずれにしても学校全体でと

いうふうな、先生方はそういう気持ち、校長以下取り組んでいますし、教育委員会としてもそのことを改めてまた新しい学習指導要領実施するに当たっても強調していきたいなというふうに思っております。

お答えになったか、ちょっと疑問なんですけれども……（「いいです」の声あり）
すみません。

議長 （大須賀 啓君）
桜井辰太郎君。

16 番 （桜井辰太郎君）

しつけと道徳については、本当に一つの重なりあった、そういう相乗効果が地域全体や学校全体の中で育っていくように、とても難しい永遠の課題でございますけれども、ぜひとも何かの機会に校長先生を初め先生や父兄にお話しする機会を私は望んで、この質問、この質問について終わります。

次に、本町の徽章についてお伺いをいたします。本町の徽章を2万4,000人の町民の胸に飾られるようにしてはいかがですかということでございます。

記章には、階級の徽章と記念に参加者に与える記念の「記」を書いた記章と二つあるようですが、私は階級を意味するのではなく町民皆様方に何かの記念に差し上げ、あるいは何かの記念や町民の一人一人が大和町の住民としてきちんと胸を張り、そしてまちづくりに参加できるような、そういう方には徽章を分けてあげられるというふうな、そういう徽章の使い方について検討してはいかがかということでございます。私は、徽章をですね、現在は役場の職員あるいは区長さん、功労者の方に配っておられておりますが、町章や徽章は何といても町民のものではないかというふうに私は思っております。そして、町長の言うておられる協働、町民と協働のまちづくり、この協働のまちづくりに委員として参加した方、あるいは協働のまちづくりとして委員じゃなくても常に住民として参加しておられる方、この方々への敬意といたしますか、そういうことを考えていくなれば協働のまちづくりがさらに進むのではないかというふうに思っております。また、記念としては住民登録された方への記念として差し上げられるという、そういう記念の町章、あるいは私は選ばれて議員になっておりますが、住民であるから議員になったわけでありまして、町長、町民であることをまず議員バッチの上につけておきたいなというふうに私は感じております。職員の

方ももちろんきょうはつけられておりますが、町長は町章を一度つけたご経験があるのか、私は議員でありますけれども一度もつけたことも、借りてつけたこともございませんし。ですから、この徽章というものをもっともっとやっぱり幅広く住民の胸に飾り、そしてあらゆる住民の移動や参加、あるいはまほろばのいろんな事業に参加するたびに皆様方がつけてこられたらば、町長として非常にうれしいなというふうに感じるような、私はそういう気持ちを察しておるわけでありまして。ですから、この町民徽章をつけ、そして新年会を町民総参加でやるというふうな、そういう町民からの声なども、もしかしたら出てくるんじゃないかというふうには私なりに感じております。

この徽章ということについて、私はいろんな効果を今述べましたが、やっぱり期待できる効果、期待できる、自信を持ってその効果が上げられる、そういう町民の自負を期待していくべきことも必要じゃないかというふうには私なりに感じておるわけでありまして、私のその質問に対して、町長、どのようにお考えられるのかお伺いをいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

ただいまの本町の徽章に関するご質問にお答えをいたします。

徽章に使用されている町章につきましては、昭和50年の8月にですね、町制施行20周年を記念に制定されたものでございまして、町章及び町旗、並びに町木及び町花に関する条例第4条第1項に「町章は町の賞状、記念品、刊行物等に広く活用するものとする」と規定されておりますが、同条の第2項では「町の機関以外のものが町章を使用する場合は、あらかじめ町長の承認を得なければならない」と規定されておりました。また第5条では「町章は、営利団体等が自己の利益を主たる目的とする場合、これを使用してはならない」と規定されております。

以上の規定から、町章を使用しました徽章につきましては、一般職員に対しまして職員章として貸与しているものが199個、連絡区長に貸与しているものが59個となっております。また、意匠が違いますが、同様に町章を使用したものに町の功労者に対して交付している功労章がございまして、昭和50年度以降に交付したものが、合計で、交付したものの合計が379個となっております。

町章を使用しました徽章につきましては、連絡区長を含めて職員としての身分を証明したり、功労者としての身分を証明しているものでございまして、町民全員が胸に飾るというものではないというふうに考えております。町章とは別にシンボルマークとか、そういったものを制定している自治体もありますが、この検証効果や実施事例等を見きわめるなど、導入の実施には慎重に検討したいというふうに考えております。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)
桜井辰太郎君。

16 番 (桜井辰太郎君)

それでは、質問をいたします。

町長の答弁の中に「意匠」という言葉がございました。その意匠という言葉に裏づける目的という条項がございます。その目的の中には「郷土愛の高揚と町民意識の振興を図り、町勢、町の勢いの発展向上を期することを目的とする」というふうに第1条に書かれております。意匠ということは工夫をめぐらすことであるというふうに私は広辞苑で解釈いたしました。答弁の中にはそういう意匠という内容が含まれております。最後の項目でありますけれども、慎重に、導入実施は慎重に検討したいというふうに書いてございますが、私は、先ほど町民の胸につけることによってまちづくりの勢いがさらにさらに発展していくのではないかとというふうに私の考えを述べましたが、そのことについて、町長は、私の意見に対してどのようにお考えなのかお伺いをいたします。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

町、住民の皆様、町民の皆様方が一緒になってやっていくということ、これはまことにそのとおりだというふうに思っておりますし、そういった考え方で今まちづくりも一緒に進めております。

そこで一緒になる方法といいますかね、意識の統一をするためにというお考えではなかろうかというふうに思っておりますが、いろんな考え方、方法があるんだと思いますが、例えば町民憲章がございます。町民憲章、ああいった形で大和町は憲章のもとにやっていくということで、例えばそういう式典の中ではみんなで朗読をし、そして気持ちを一つにしてそういったものを進むということを確認もしております。そういった中でやっておりますので、そういったバッチをつけることの効果といいますか、そういったことももちろん考えられるところでございますけれども、2万4,000人が同じバッチをつけてということ自体、非常に子どもさんから赤ちゃんからということになってきますと難しいところも現実的な問題としてあるというふうに思いますし、そういった意思を統一して一緒にやっていくということには全く議員のお考えと同じでございますけれども、その方法につきましては、さっき申しましたように町民憲章なりの朗読とか、またはそういったものでですね、やっていっても十分通じるっていいですか、ではないかというふうには思うところでございます。

議 長 (大須賀 啓君)
桜井辰太郎君。

16 番 (桜井辰太郎君)

先ほど私は町長のマニフェストのことについてもお話をいたしました。やっぱりこれからのまちづくりの勢い、それをつくり上げることの初めとしては、まず町民の胸に徽章をつけて事柄のスタートが私は感じられます。

私は、農作業をしても、やっぱり農作業の服のこの胸に徽章をつけながら、きちっと自信を持って大和町民であることを自負していきたいなというふうに思っております。私のこの質問がですね、町長はいろいろと感じられたと思います。慎重に検討し、そしていい答えが返ってこれらることを期待して終わります。

議 長 (大須賀 啓君)
以上で、桜井辰太郎君の一般質問を終わります。
これで一般質問を終わります。

-
- 日程第 3 「議案第 5 1 号 大和町まちづくり基金条例」
- 日程第 4 「議案第 5 2 号 大和町児童福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 5 「議案第 5 3 号 大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 6 「議案第 5 4 号 大和町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 7 「議案第 5 5 号 大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 8 「議案第 5 6 号 大和町総合計画審議会条例を廃止する条例」
- 日程第 9 「議案第 5 7 号 町有財産の処分について」
- 日程第 10 「議案第 5 8 号 平成 2 1 年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 11 「議案第 5 9 号 宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合同約の変更について」
- 日程第 12 「議案第 6 0 号 宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少について」
- 日程第 13 「議案第 6 1 号 宮城県市町村非常勤職員補償報償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」
- 日程第 14 「議案第 6 2 号 宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」
- 日程第 15 「議案第 6 3 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」
- 日程第 16 「議案第 6 4 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第 3、「議案第 51 号 大和町まちづくり基金条例」から日程第 16、「議案第 64 号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について」までを一括議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

それでは、議案書の1ページをお開きいただきます。議案第51号 大和町まちづくり基金条例の制定でございます。

大和町におきましては、現在各種基金等の設置がございますけれども、冒頭の町長あいさつにも述べましたように第4次総合計画が策定され、それに向けたまちづくりを実施していくに当たりまして公共施設等の整備等につきましては、それらが必要とされる部分が多々ございますので、既存の基金条例につきましては、特定目的といった部分の色合いが強いものですから、公共施設全般に使用できる基金を新たに設置し、第4次総合計画の目指すまちづくりを推進しようとするものでございます。

第1条から8条までの8条建ての構成でございますけれども、内容的には既存の条例と大きな差異はございません。

第1条の趣旨でございますけれども、2行目のところに、1行目の終わりからでございますが、本町の施設を整備するために設置する基金に関しては、別に定めるものを除くほか、この条例の定めるところによるということで、既存の条例で規定している部分については既存の条例にゆだねますが、それ以外については、この条例によりますという内容、範囲の規定をいたしてございます。

第2条としまして、設置といたしまして、本町の公共施設の整備を図り、本町の総合計画にまちづくりの推進、掲げるまちづくりの推進に資するため大和町まちづくり基金を設置するというので、その対象部分を整理をし、さらにちょっと飛びますけれども6条において処分できる部分という規定を行っております。基金は本町の公共施設を整備するための経費に充てる場合に限り処分することができるということで、処分の限定を行っているものでございます。

8条につきましては、実施に際しまして細部の部分が生じた場合は、町長が別に定めるという規定を行っております、2ページになりますが、施行は公布の日から施行するものとしてございます。以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 (瀬戸啓一君)

続きまして、議案書の3ページをお願いいたします。議案第52号 大和町児童医療

費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

大和町児童医療費の助成に関する条例の一部を、次のように改正するものでございます。改正の内容につきましては、条例議案等説明資料の1ページ、新旧対照表をお願いいたします。

この条例につきましては、小学生・中学生の児童生徒の入院費用の自己負担部分に対しまして町が全額支援する条例でございます。

第4条の中に高額療養費及び賦課給付費に該当する場合は、控除するというふうの規定をされております。アンダーラインの部分でございますけれども、このことにつきましては、いわゆる医療費の自己負担、現在、一世帯で同一保険証で1カ月一家族で8万100円というのが限度額というふうになっております。これを超えた場合、超えた部分については後からそれぞれの健康保険組合等の保険の方から戻ると、還付されるという制度になっておりますことより、町としましては還付される部分につきましては、助成補助しないというふうの規定してるのが、この4条の第1項でございます。

このたびの条例改正につきましては、この控除する部分に、さらに高額介護合算療養費というものをつけ加えるものでございます。この高額介護合算療養費といいますのは、国の制度でございますけれども、ことしの8月の1日から適用施行される制度でございます。同一世帯で同一の保険証のご家族におきまして、病人の方はもちろんでございますが、介護該当者もいた場合、一般的な標準家庭でございますけれども、一般的な標準家庭におきましては、家族全部の医療費の総額と介護者の介護費用の総額を合計しまして年間67万円を限度としまして67万円以上かかった場合は、それが還付されるという制度となるものでございます。これがつけ加えられるものでございます。の内容でございます。

議案書の3ページに戻っていただきたいと思いますが、附則としまして、1項につきましては施行の期日、2項につきましては経過措置を記述しております。

続きまして、議案書の4ページをお願いいたします。議案第53号でございます。大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

大和町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部を、次のように改正するものでございます。改正内容につきましては、条例議案等説明資料の2ページの新旧対照表をお願いいたします。

この条例につきましては、母子家庭・父子家庭の入院費用の自己負担部分につきま

して、町が支援するという条例でございます。今回の改正につきましては、前議案同様でございますけれども、第4条の1項の中に高額介護合算療養費という文言を追加するものでございまして、内容につきましては議案第52号と全く同じ内容でございます。

議案書の4ページに戻っていただきたいと思います。附則としまして、1項には施行の期日、2項には経過措置を記述いたしております。

続きまして、議案書の5ページをお願いいたします。議案第54号でございます。大和町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。大和町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を、次のように改正する。

改正内容につきましては、同様に説明資料の3ページをお願いいたします。新旧対照表でございます。この条例につきましては、本町におきましてはゼロ歳から6歳までの乳幼児の医療費に関しまして、自己負担部分を全額支援・助成する条例でございますが、今回の改正につきましては、前議案同様に第4条の1項の中に高額介護合算療養費を追加するものでございまして、前議案と内容は全く同じ内容のものでございます。

議案書の5ページにちょっと戻っていただきまして、1項には施行期日、2項には経過措置を記述いたしております。

続きまして、議案書の6ページをお願いいたします。議案第55号でございます。大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。大和町心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を、次のように改正するものでございます。改正内容につきましては、同様に条例議案等の説明資料の4ページの方お聞きをお願いいたします。この条例につきましては、心身障害者の医療費に関しまして自己負担部分を全額支援・助成する条例でございます。今回の改正につきましては、前議案同様第4条の1項の中に、やはり高額介護合算療養費というものを追加するものでございまして、内容につきましては前議案と全く同じものでございます。

議案書の6ページに戻っていただきまして、1項につきましては施行期日、2項につきましては経過措置を記述いたしております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

7ページでございます。議案第56号 大和町総合計画審議会条例を廃止する条例、大和町総合計画審議会条例を廃止しようとするものであります。第4次総合計画が平成21年3月に策定されたことにより審議会条例を廃止し、附則でもって、附則第1項では公布の日から、附則第2項で新旧対照表の5ページを参照いただきますが、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例から同審議会を削除するものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

それでは、8ページの議案第57号でございますが、町有財産の処分に関する議案でございます。今回につきましては、下記の町有財産を東北サンド株式会社に売却することについて地方自治法第96条第1項第8号並びに大和町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

最初に位置等の確認ということで、別添で57号関係の説明資料ということでお配りをさせていただいております。ある資料から抜粋をさせていただきましたので、ちょっと見づらい部分も多少あるかと思いますが、1ページでございますが、所在箇所につきましては、鶴巢の幕柳になってございます。吉岡からですと利府方面に向かいます県道塩釜吉岡線を幕柳地区に入りますと田中橋という橋があるんですが、それを左折いたしますと以前は永和レミコンという生コン会社がございました。現在は吉田レミコンというふうに称しておるそうでございますが、そちらを過ぎますと右手側に東北サンドの採取プラントがございまして、その奥に隣接した部分が今回の対象地となっております。

2ページに具体の対象部分についてしてございます。こちらは森林図から抜粋したものでございますが、こちらの部分で下の「に」と「は」という部分につきましても茶色の表示をいたしてございますが、こちらに所在する町有林につきましては、この「に」と「は」の部分も含んで町有林となっておりますが、今回の対象地につきましては、この部分は対象外となっております。左側下の箱囲みのところの一番上、

沼ノ沢二番2-3・7万8,548平方メートルというところがございしますが、引き続いての町有地になってございしますが、ここは今回の対象外でございします。で、その上の青に着色した部分と左上の茶色に着色した部分が今回の4筆になってございします。この中の青で着色した部分、18-1と18-3が後ほどご説明申し上げますが、幕柳地区の部分林という契約になっている土地でございします。

3ページにつきましては、航空写真の部分と青葉の繁った状況で見づらいかと思えますが、左上のところに砂を取った部分がございしますが、こちらが東北サンドの採取地、砂採取地になってございします。右側につきましては、別企業の採取地という状況でございします。

それでは、議案書にお戻りをお願いいたします。

処分の理由でございしますけれども、東北サンド株式会社における山砂採取用地として処分しようとするものでございします。

処分対象の財産につきましては、先ほどご説明いたしました、幕柳字石ノ沢四番18の1、18の2、18の3、18の4、18の5、おのおの地目は山林で面積は記載のとおりで合計10万5,252平方メートルでございします。備考欄の18の1と18の3につきましては部分林、18の4、18の5につきましては町の直営林という内容になってございします。

売却の予定価格でございしますが、10万5,252平方メートルにつきまして平方メートル当たり700円の単価でございまして、合計7,367万6,400円となっております。

なお、こちらにつきましては、一部人工林等とされて生育の状況がまちまちな部分等もございしますが、それらをあわせましておのおの平方メートル当たり400円という形での立木補償という契約が別途締結されてございまして、部分林につきましては、幕柳地区が立木の所有者になってございしますので、町との契約については幕柳地区が8割、町が2割という配分、部分の配分割合となっておりますので、そちらの400円分につきましては、町が収入される部分は2割、18の4と5については100%の収入という状況になります。

契約の相手方につきましては、大和町鶴巣大平字勝負沢5番地の8、現在はプラント、石ノ沢地区に移転をしておりますが、従来は大平の勝負沢地区で行って、プラントがそちらにあったということで所在地は大平になってございまして、東北サンド株式会社代表取締役小池晏紀でございします。

幕柳地区の方々との協議、さらには東北サンド株式会社との協議が整いましたの

で、6月1日仮契約を行い、今議会での議決をお願いするものでございます。

議長 (大須賀 啓君)

じゃあ休憩します。再開は午後1時とします。

午前11時54分 休憩

午後1時00分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど説明ありました議案第57号 町有財産の処分について追加説明があります。

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

それでは、恐れ入ります。議案書の8ページをお願いいたします。先ほど議案の内容についてご説明を申し上げました内容に立木の補償といたしまして平米当たり400円ということをお願いしましたが、そちらの数値について申し上げませんでしたので、そちらを加えさせていただきたいと思っております。

18番の1と18番の3が幕柳地区の部分林になりますが、こちら面積が2筆で9万2,884平方メートルになります。これで400円の内容で、合計が3,715万3,600円、37,153,600になります。幕柳地区が8割の配分になりますので、幕柳地区は2,972万2,880円、29,722,880になります。2割につきましては、町に配分される金額でございますが、そちらは743万720円、7,430,720になります。18番の4と18番の5につきましては、町の直営林でございますので、この合計面積が1万2,368平方メートルで平米400円を乗じますと494万7,200円、4,947,200になります。土地代と合わせまして町の収入合計が8,605万4,320円、86,054,320になります。町の収入が8,605万4,320円、幕柳地区に配分される金額が2,972万2,880円になるものでございます。追加をさせていただきました。

それでは、9ページをお願いいたします。

議案第58号 平成21年度大和町一般会計補正予算(第1号)でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,993万9,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ88億8,593万9,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、第1表のとおりでございます。

第2条につきましては、債務負担行為の補正をさせていただいております。追加でございますが、12ページをお願いいたします。12ページは第2表債務負担行為補正でございますが、現在、新庁舎の建設工事が進められておりますが、来年の3月完成に向けて工事を進めておりますので、その間に内部に入れます備品の選定、購入の事務を進めることとなります。5月に移転をしますので、その前に全部セット完了という形で進めさせていただきますので、21年・22年の期間の債務負担行為1億4,000万円、現時点では計画の数字での起債とさせていただいております。1億4,000万円の限度額ということで今回の補正をお願いするものでございます。

では、事項別歳入歳出の内訳につきましては、事項別明細書でご説明させていただきますので、3ページをお願いいたします。

15款2項1目総務費国庫補助金でございますが、こちらは21年度の国の補正で新たに設けられました地域活性化・経済危機対策臨時交付金、こちらを一括計上いたしてございます。対象の事業といたしましては、後ほどご説明がございませけれどもシルバー人材センターの設立準備の経費、もみじヶ丘保育所の増築に要します経費、四十八滝運動公園のトイレ改修に要する経費と5公園の公園遊具の設置経費の交付金充当分を一括計上いたしております。

なお、この交付金につきましては、国の方から1億5,985万5,000円、まあ現時点での計算ということで最終的な要素を入れた形の部分については、変わる可能性がありますというふうな含みはございますが、内示、内定されている数字が1億5,985万5,000円でございますので、その58.5%を今回計上させていただいております。

16款2項県補助金の民生費県補助金につきましては、障害者自立支援の事務に要します法改正に伴いましてパソコンソフトを変更するために要する経費の助成でございます。

5目教育費県補助金の社会教育費補助金につきましては、小中学生の学力アップ、パワーアップ支援事業に要する経費で助成でございます。

2目の小学校費補助金につきましては、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費としてありますが、一般的にはスクールガードリーダーというふうな呼称で呼ばれて

ございますが、1名を委嘱に、1名を委嘱するために要する経費の助成でございます。

8目緊急雇用創出事業補助金につきましては、こちらについても各種事業に要する部分ですが、まとめさせていただいております。21年度の追加分、それから20年度措置で21年度へ繰り越して、国において繰り越して使用する部分等も含めまして3,055万5,000円の補正でございますが、対象事業といたしましては、こちら後ほど説明がございますが、新庁舎移転に伴います文書の整理に要する経費、公会計制度へ移行するための財産の台帳の資料整備に要する経費、大和町保育所のゼロ歳児の待機解消に要する経費、既存の公園の遊具の塗装に要する経費、児童館の学習支援員を配置する経費に充当することにいたしてございます。

商工費の県補助金につきましては、21年度から実施をすることになっております商店街のにぎわいづくり戦略事業に対しまして県からの補助金の交付内示がございましたので、その部分の補正でございます。

3項委託金3目教育費委託金につきましては、13歳の社会へのかけ橋づくり事業といたしまして中学校1年生が地域との交流事業に要する経費、それからスクールソーシャルワーカー活用委託事業ということで小中学校と家庭の課題への相談員、ソーシャルワーカーを配置する経費の委託金でございます。

17款2項財産売払収入につきましては、前段でご説明を申し上げました幕柳の町有林の売払い収入、土地売払い収入につきましては10万5,252平方メートル全体部分。それから、立木売払収入に計上させていただいておりますが、契約は立木補償となっておりますが、そちらの1万2,368平方メートル、材積に対してという形ではなくて面積に対する単価という内容のものになってございます。494万7,000円でございます。

18款の寄附金につきましては、20年1月から大和町でも施行いたしましたけれどもふるさと寄附金1件・1万2,000円のお申し出がございまして、ちょうだいをいたしております。そちらの計上、新たな科目になりますので、新たに計上させていただきました。

繰越金につきましては、20年度からの繰越金でございますが、歳入歳出の差の部分に該当します1,572万8,000円を措置させていただきました。

21款5項雑入につきましては、幕柳地区分収林の分収金、幕柳地区の部分林の収入の2割相当部分743万円、それから20年度に実施をいたしました大和町文化振興協会

の自主事業実施に伴います精算金として 180万円の収入を計上したものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 (遠藤幸則君)

5ページ、歳出でございます。

1款1項1目議会費8節報償費につきましては、議会活性化調査特別委員会研修の際の講師料になるものでございます。

2款1項1目一般管理費8節報償費につきましては、町として顧問弁護士を依頼する報償費に係るものでございます。

2目文書広報費の7節賃金につきましては、緊急雇用対策分として新庁舎移転に伴う文書リスト作成及び文書整理に係る臨時事務補助員3名になるものでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

では、3目の財政管理費でございますが、収入の欄でもご説明いたしましたふるさと寄附金1件をちょうだいいたしましたので、それを実施するまでの間、ふるさと応援基金への積み立て1万2,000円。それから、まちづくり基金の条例をお願いいたしてございますが、その基金への積立金8,600万円を計上いたしてございます。内容につきましては、町有林の売払いの総額相当部分という形での設定を行いました。

5目財産管理費につきましては、12節の役務費につきましては、現在大和町の公用車全体の保険対応でございますが、全国町村会へ加入をいたしてございます。その加入の保障の内容を確認いたしましたところ、搭乗者部分につきましては、常勤特別職、非常勤特別職並びに一般職員のみが対象になっておりまして、町民の方々が同乗した場合、万が一の事故に遭った場合、保障の対象にならないということが判明いたしました。町民バスあるいはハイエース等町民の方がお乗りになる機会があるものに

つきまして、車4台の限定をいたしてございますが、そちらについてすべての保険をセットで加入しないといけないということですので、そちらに加入する経費94万3,000円を計上させていただいたものでございます。

13節委託料につきましては、緊急雇用の収入を充当いたしまして公会計に移行するための財産台帳の基礎データ作成委託について補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 (遠藤幸則君)

12目庁舎建設費の旅費でございますけれども、新庁舎に備わる防音サッシ及び自家用発電機の工場検査に、立ち会いに係る旅費となるものでございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 (瀬戸善春君)

3款の民生費であります。1項1目老人福祉費13節の委託料であります。シルバー人材センターの設立準備業務といたしまして大和町社会福祉協議会への業務委託費について計上いたしましたものであります。

内容につきましては、議案説明資料、議案第58号関係で保健福祉課の資料が参ってるとは思いますが、それに基づいてご説明を申し上げたいと思います。

では、最初に1ページお聞きいただきたいと思いますが、シルバー人材センターの設立準備についてということではありますが、これまで設立準備に向けてのいろいろな検討を行ってまいりましたが、検討の概要につきまして最初にご説明申し上げたいと思います。

(1)といたしまして検討の概要であります。団塊の世代の退職期が到来し、本町においても今後退職後において就職を希望する高齢者の増加が見込まれます。高齢者の持つ抱負な知識と経験の活用方策、新たな就業機会の創出が課題となることから、昨年の10月にシルバー人材センターの設立に関する調査及び検討を行

ってまいりました。

調査の具体的な内容といたしましては、会員対象者や一般世帯、事業所に対してのアンケート調査。その内容につきましては、センターの必要性とか会員参加の意向とか仕事依頼ニーズ等の把握を行ったものであります。また、県内のすべてのセンターに対しましての会員登録状況、業務の受託実績、事務局体制等についてのアンケート調査を行ったものであります。

これらの調査から、本町におけるセンターの需給ニーズを確認いたしまして、シルバー人材センターの設立準備に向けた検討を進めることとしたものであります。検討の経過につきましては、ごらんのような内容で検討の経過を時系列的にまとめたものであります。

アンケート調査であります。アンケート調査につきましては、先ほど申しましたように10月から11月の間に対象者については町内在住の58歳から70歳までの方、それから町内の一般世帯、町内の事業所ということで、それぞれ回収率がごらんのような回収率でありました。

2ページ目であります。調査結果の概要といたしまして、対象者、それから一般世帯、事業所というふうなことで分けておりましたが、対象者のアンケートについては、「必要だと思う」あるいは「どちらかといえば必要だ」というふうな回答を合わせますと全体の9割を超える回答となったものであります。

それから、一般世帯アンケートでは、センターの必要性であります。が、「必要だと思う」、それから「どちらかといえば必要だと思う」が合わせて、これも9割を超える回答となったものであります。

それから、事業所アンケート調査につきましては、「依頼したい仕事がある」は7件でありましたが、「今後の検討次第で依頼するかもしれない」、そういうふうな回答もありましたし、将来的な可能、利用可能性も見込まれたものであります。特に依頼したい仕事内容といたしましては、敷地内の除草作業、庭木の剪定作業の回答がほとんどでありました。加えて工場内の清掃とか片づけ、運転業務などというふうなものもあったものであります。

それから県内のシルバー人材センターの内容については、設置数が26市

町が設置されておりまして、会員数が、これ平均、26市町の平均であります。376人ということになります。会員一人当たりの年間配分金については36万7,000円というふうなことで、市の平均と町の平均でそれぞれ別々に平均値を出したものであります。

3といたしまして設立準備態勢であります。シルバー人材センター設立に向けた具体の準備をするための態勢といたしましては、主に町内在住の60歳以上の方々を委員とする設立準備委員会を組織いたしまして、法人設立に必要な定款、関係規約類、事業計画、収支予算等の検討を行うことといたしております。また、設立準備委員会の事務局態勢といたしましては、成立準備に関する事務全般を取り扱う選任スタッフを確保いたしまして準備を進めていく予定といたしてあるものであります。

3ページ目ではありますが、設立の準備経費といたしまして425万9,000円を計上させていただいたものであります。その内容といたしましては、臨時職員の賃金、これにつきましては、事務の進捗状況に応じて事務スタッフの態勢を段階的に整えていくというふうな考えでありまして、9カ月雇用者1名、6カ月雇用者1名、3カ月雇用者1名というふうな形で雇用の計画をいたしたところであります。それから、社会保険料、事務費、委員会費等々の内容で委託料を計上いたしたものであります。

それから、設立準備事務行程につきましては、法人設立登記までに約10カ月ぐらいかかるのではないかとというようなことで、最初の地区説明会開催から10カ月目の法人設立登記というようなことであります。特に2カ月目で設立準備委員会の発足、この構成をどういうふうにしていくかにかかるわけではありますが、これらの2カ月目から本格的な設立準備に向けた対応をいたすことと考えておるものであります。6カ月目につきましては、会員登録の希望者説明会、それから8カ月目でシルバー人材センターの設立総会というふうなことで進めてまいる計画でございます。

事業収支の試算といたしましては、2カ年分の試算を計上いたしたところでありますが、収入支出それぞれ1年目では会員数が約150名を予定いたしております。受託事業収入が3,085万円というふうなことであります。これは公共の仕事あるいは民間の仕事、それから一般家庭の仕事というふうなことで、それぞれ内容を積算いたしまして計上いたしたものであ

ります。それから、補助金の収入といたしまして、県のシルバー人材センター連合会がございますが、そちらから補助金とか、あと町の補助金等を計上、見込んだものでございます。合計いたしまして 4,822万円というふうなことでの収入の試算でございます。

それから、事業費につきましては、会員に対する配分というふうなことでありますが、これにつきましては時給 700円程度を見込んでおりますが、働いた時間に応じた配分金の支出を行うというふうなことで一応考えてございます。それから、その他事業費支出については、機材あるいは備品、車両のリース料、そういうふうなものを見込んでおります。それから、管理費支出といたしましては、事務経費といたしましての人件費、事務費というふうなことでございまして、当初1年目につきましては、会員一人当たりの配分の平均的な収入といたしまして18万 2,000円程度、それから2年目につきましては、約5万ふえまして23万 4,000円程度というふうなことで見込んでおるものでございます。

こういうふうな内容において、人材センターの設立準備に向けた対応を進めていきたいというふうなことで考えてるものでございます。

次に、4目の、予算書に戻りますが、障害者福祉費であります。13節委託料につきましては、障害者自立支援法における自立生活支援に係る資産要件の撤廃等一部改正に対応するための電算システムの改修経費を計上いたしましたものであります。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、6ページでございます。2項児童福祉費2目児童措置費3節の職員手当等につきましては、平成20年度より繰り越しをされました子育て応援特別手当給付事業の事務処理に要します時間外手当をお願いするものでございます。

なお、この時間外手当につきましては、平成20年度からの繰り越し予算との最終調整におきまして全額国庫補助対象とするものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

4目の保育所費であります。11節需用費につきましては、大和町保育所におけるネットフェンスの張りかえ修繕料であります。12節の役務費であります。もみじヶ丘保育所増築に係る建築確認及び完了検査等の手数料等であります。13節の委託料につきましては、大和町保育所におけるゼロ歳児待機児童の対策といたしまして2名の派遣保育士の経費について計上いたしております。さらに、もみじヶ丘保育所増築工事に係る実施設計業務及び施工監理業務経費について計上いたしております。15節はもみじヶ丘保育所増築工事費について計上いたしております。19節の負担金、補助及び交付金につきましてはありますが、負担金については増築工事に係る水栓、蛇口等の増加から給水取出管口径の見直しにより水道負担金の増による補正計上であります。

増築の内容につきましては、別添の説明資料ありますが、シルバー人材センターに引き続いて4ページ目をお開きいただきたいと思いますが、大和町もみじヶ丘保育所増築計画概要ということで、計画の趣旨につきましては、中段ころにございますが、もみじヶ丘保育所につきましては、平成20年から入所待機児童を抱えている状況にあります。このようなことから入所定員の見直しを図るとともに年齢に応じたクラス運営を図るため2クラスを増築することとしまして、保育ニーズに対応しようとするものであります。

それから、2といたしまして入所と入所待機の状況につきましては、ごらんのような数字でございます。4月1日現在で21年度の待機児童が11名ということでありまして。

それから、3の計划定員とクラス編制であります。計划定員につきましては現在の60人から75人に増員するというふうな計画でございます。15名の定員の増員を図るというふうなことでございます。

この定員増員の理由といたしましては、現有の遊戯室とか調理室の面積からの可能増員数、それから職員体制、待機児童の状況、それから増築可

能敷地面積、それらを考慮した中で定員数の75を設定させていただいたものでございます。

現在におけるクラス編制につきましては、保育室1で2歳児と3歳児の混合保育、それから保育室2で4歳児と5歳時の混合保育というふうなことで保育を行ってる状況であります。職員数につきましては、職員、町の職員、それから臨時職員合わせて26名というふうなことでございます。

計画であります、75定員にした場合の各室の想定される定員数を部屋ごとに記載したものでございます。ゼロ歳児が9名、1歳児が13名、そういうふうなことでございます。それから、入所円滑化によりまして25%増を想定した場合の人数につきましては93名となりますが、その場合の各保育室での定員の想定される人員を記載したものであります。いずれにいたしましても、職員数が26名の体制で可能というふうな中で、今後の定員増を図りながら待機児童の解消を図ってまいりたいというふうな考えでございます。

それから、計画、増築計画の概要であります、建築面積につきましては、保育室2室にトイレ、それから倉庫等合わせまして150から200平米の面積を予定いたしております。構造につきましては、木造平屋。それから、設備といたしまして電気設備、機械設備、受変電設備等を予定いたしております。工期は建築確認申請との兼ね合いもありますが、まあ9月から来年の3月までの工期で、来年の4月から供用したいというふうな計画で進めてまいりたいというふうな考えでございます。財源につきましては、経済危機対策臨時交付金を充当いたしたいというふうに思います。

5ページにつきましては、増築計画の概要、平面図であります、増築の箇所につきましては、別棟にいたしまして保育室3に隣接するところで考えておるものであります。全体的に年齢ごとの保育を行えるような5室を確保するというふうな、あっ、6室ですね、6室を確保するというふうなことで増築を図ってまいりたいというふうに思います。

今後、詳細な設計等によりまして面積等が算定されていくわけですが、このような中で進めてまいりたいというふうに考えておるものであります。

予算書に戻っていただきまして、あっ、すみません。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

それでは、同じ6ページ。5目児童館費について説明させていただきます。説明に当たりまして、別添で配付しております議案第58号関係説明資料、児童学習支援員配置事業についてということで、こちらの方をご参照いただければと思います。

今回の事業につきましては、県が造成します緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用しての事業となります。

趣旨といたしましては、非正規労働者、中高年齢者等の失業者に対して短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業ということになります。

3番目の事業概要でございます。大和町の各小学校、児童館に学習環境の充実と学力向上を図ることを目的に学習支援員を配置するものでございます。具体的な内容としましては、学習支援員の仕事としまして、授業時間中につきましては小学校の普通教室において先生の補助者として児童の学習指導に当たる。放課後には児童館において宿題の点検等児童の相談業務に当たるというふうな内容となっております。

事業実施期間につきましては、21年度、まあ今年度から23年度、3カ年を予定しております。今年度につきましては、現在予算関係、県議会の方で審議されるというふうな予定となっておりますので、県の予算審議状況にあわせて若干時間、開始時期がずれることとなると思いますが、現在では8月ころから予定したいというふうに考えております。

実施する箇所ということで、それぞれクラスの多い吉岡小学校、小野小学校につきましては、学習支援員2名を配置し、それ以外の小学校、児童館につきましては、1人ずつ配置するというふうなことであります。基本的には児童館の方に席を置きまして、授業あるときには学校に、そしてそれ終わったら児童館の方で指導というふうなことで学習支援員の仕事を考えております。

予算書の方にお戻りいただきたいと思っております。

4節の共済費につきましては、学習支援員8名の社会保険料。7節賃金

につきましては、児童学習支援員 8 名の賃金等でございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

それでは、4 款 1 項 1 目の保健衛生総務費であります。3 節の職員手当等あります。時間外勤務手当でございます。新型インフルエンザ対策に係る職員の休日等における情報提供窓口設置のための時間外手当の計上でございます。

それから、2 目の予防費であります。11 節需用費、消耗品費は新型インフルエンザ対策に係る事務消耗品代。それから、医薬材料費は公共施設、保育所、学校、児童館等における新型インフルエンザ予防用の消毒薬品代等あります。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）

7 ページをお開き願います。

6 款 1 項 2 目商工振興費の 19 節補助金でございます。商店街にぎわいづくり戦略事業費に係る県補助金分の内示があったことにより増額をいたしたものでございます。

3 目観光費の 15 節工事請負費でございます。四十八滝運動公園のトイレをくみ取り式から合併処理浄化槽方式にするとともに、便座を洋式に改修しまして居住空間を広げるための工事費の増額でございます。

なお、財源につきましては、国の補正予算を充当というようなことでございます。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

同じく7ページ、7款2項2目道路新設改良費でございますけれども、これにつきましては、国交省補助事業、防衛の補助事業におきまして、事業費を組み替えて実施したいとするものでございまして、国庫補助事業につきましては、町道小鶴沢線の道路改良工事におきまして用地の追加買収と、それに係る立木補償が出てまいりますけれども、これを国庫補助事業で行おうとするものでございまして、工事、15節工事請負費を減額し、17節の土地購入費、それから22節の補償費、補償金に手当てしようとするものでございます。

それから、防衛省の補助事業につきましては、蒜袋相川線交差点改良工事におきまして、今回取得する用地の中に農業用のビニールハウスがございまして、このビニールハウスの移転補償に係る分ですけれども、22節に計上いたしまして、その分につきましては工事請負費で調整しようとするものでございます。

なお、町単独事業費で13万3,000円の減額でございますけれども、これにつきましては22節立木補償費でございまして、この分につきましては、補助事業で取り組むために減額をいたすものでございます。

次に、7款4項4目の公園費でございますけれども、このたびの緊急雇用創出事業におきまして、公園遊具の塗装を行おうとするものでございます。4節、7節、11節につきましては、この緊急雇用創出事業に係る分でございます。4節の共済費につきましては、作業員の社会保険料でございます。7節賃金につきましては、作業員として3名・2カ月を予定、雇い入れて実施しようとするものでございます。

11節の需用費でございますけれども、塗装用機材の購入、それから作業員の作業服代等を予定するものでございます。

次、15節工事請負費でございますけれども、これにつきましては地域活性・経済危機対策臨時交付金の事業におきまして、町内5カ所の都市計画公園、吉岡中央公園、それからもみじヶ丘3号公園、杜の丘1号公園、杜

の丘4号公園、杜の丘5号公園、これらへの遊具設置をしようとするものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

9款1項2目事務局費につきましては、学力向上パワーアップ支援事業に要する経費であります。この事業は児童生徒の学力向上を図ることを目的に宮城県と町が連携して取り組む事業でありまして、今年度と来年度2カ年事業となっております。

8節につきましては、教職員研修の講師謝金とそれから学校教育を考えるフォーラムを予定、開催を予定しておりますが、その講師謝金であります。

11節の消耗品につきましては、小学5年生の標準学力調査代、印刷製本費につきましては、「家庭学習のすすめ」の印刷代であります。

次に、2項小学校費2目教育振興費であります。8節につきましてはスクールソーシャルワーカー、子どもと親の相談員とスクールガードリーダー、地域学校安全指導員に対する謝礼と、12節につきましてはスクールガードリーダーの傷害保険料であります。

3目の施設整備費、15節の工事請負費につきましては、鶴巣小学校体育館の雨水排水のための側溝設置と体育館の床下の通気口工事でございます。

次、3項2目教育振興費でございます。11節、12節につきましては、13歳の社会へのかけ橋づくり事業として、現在ボランティア、ごみ拾い等のボランティア作業を予定しておりますが、それにかかわる、11節につきましてはごみ袋代、12節につきましては保険料を予定してるところでございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長 （八島勇幸君）

9ページをごらん願います。

4項社会教育費2目公民館費からでございます。1節報酬につきましては、嘱託公民館長に係る報酬でございます。4節共済費につきましては、嘱託公民館長社会保険料事業主負担分でございます。

次に、3目文化財保護費につきましては、町道馬場後石高線改良工事に伴います小野A遺跡の発掘を文化財保護法第94条に基づき平成21年3月に事前調査を実施いたしまして、本調査が必要とされた場合、事業を実施する予定でございました。事前調査を行いまして本調査が不要であることが判明いたしましたので、今回減額をさせていただこうとするものでございます。

4節共済費につきましては、発掘作業員に対する社会保険料。7節賃金につきましては、発掘作業員賃金。11節需用費、消耗品は発掘整理用事務用品代、燃料費は発電機用ガソリン代、印刷製本費は現地調査写真焼きつけ代。12節役務費、通信運搬費は事務運搬用切手代、手数料は現場仮設トイレくみ取り代。14節使用料及び賃借料におきます機械借上料につきましては、発掘用バックホー、運搬用ダンプトラック等でございます。仮設トイレ、プレハブ借り上げにつきましては、記載のとおりでございます。

4目まほろばホール管理費でございますけれども、関連で若干ご説明をさせていただきたいと思えます。

先ほど財政課長、収入の一番最後に申し上げました事項別明細書4ページの最下段、町文化振興協会運営事業精算金180万円でございます。これにつきましては、別紙の資料、3ページものの平成20年度大和町文化振興協会歳入歳出決算書及び実施事業報告書をごらんいただきたいと思えます。

表紙をめくっていただきまして、1ページ目最下段でございます。歳入総額2,671万3,979円から歳出総額2,491万3,862円を差し引きました翌年度繰越分180万117円を平成21年度一般会計に戻し入れしようとしたものでございます。

1ページ、歳出の事業費、本年度決算額2,313万8,823円につきましては、次のページ、2ページ目、3ページに記載してございますので、ごら

んいただければと思います。昨年度実施いたしました、まほろば夏まつり「夢ステージ 坂本冬美ショー」、あるいは本年度実施いたします「中村美津子ショー」につきましても、本事業により実施をさせていただいているものでございます。

事項別明細書9ページにお戻りいただきたいと思います。

4目まほろばホール管理費でございます。11節需用費、消耗品費につきましては、平成21年3月実施の消防法点検に基づきます消火器79本取りかえに要する費用でございます。修繕料につきましては、冷温水ヘッタルブ、誘導灯電池、ガス漏れ警報装置、自家発電設備の修繕に要するものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

5目教育ふれあいセンター管理費でございます。12節につきましては、教育ふれあいセンター3カ所の飲料水検査代です。14節につきましては、同じく教育ふれあいセンター3カ所の清掃用具借上料でございます。18節につきましては、消防法の規定に基づき整備を行うもので、庁用器具費につきましては、3施設の避難誘導灯14台、それから火災報知器15個を購入するものでございます。機械器具費につきましては、パッケージ型消火栓設備、3施設7台を購入するものでございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長（八島勇幸君）

10ページをごらんいただきたいと思います。

5項保健体育費1目保健体育総務費でございます。19節負担金、補助及び交付金でございます。大和SSスポーツ少年団、サッカーの少年団が本年度新規結成登録になりましたことによりまして、1団体分の補助金交付

に要する経費をお願いするものでございます。

2目体育センター管理費でございます。21年3月に町民体育センター屋根の調査を実施させていただきました際に、真夏の熱膨張により鉄板のひずみがひどく、赤さび状態となりまして、5カ所からは雨水が侵入しており、早急に修繕を要するための費用でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

議案第59号でございますが、議案第59号から議案第64号までの6議案につきましては、本年9月1日に本吉町が気仙沼市に編入合併されることに伴い、本吉町及び気仙沼市と本吉町とで構成する一部事務組合の気仙沼地方衛生処理組合が関係一部事務組合等から脱退することになり、地方自治法の規定に基づき規約の変更等のため議会の議決をお願いするものでございます。

まず、議案第59号でございますが、宮城県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成21年8月31日限り、宮城県市町村職員退職手当組合から本吉町及び気仙沼地方衛生処理組合が脱退し、宮城県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

14ページが規約の改正でございます。あわせて、新旧対照表の6ページの方もごらんいただきたいと思います。

第8条につきましては、文言の整理であります。

第14条第7号につきましては、旧の合併特例、法律の部分と新たな特例の部分で、新しい市町村の合併の特例等に関する法律の部分で地域自治区の区長を退職手当を受けるものに追加をするものであります。

別表の方でございますが、7ページ、新旧の7ページの方ですが、本吉

町及び気仙沼衛生処理組合を削る部分であります。

同じく別表第2の方につきましては、本吉町を削るといような形になります。

附則としまして、9月1日から施行。それから、附則の2項につきましては、継承規定でございます。

続きまして、議案第60号、15ページでございます。

宮城県市町村自治振興センターを組織する地方公共団体の数の減少についてでございますが、地方自治法第286条第1項の規定により、平成21年8月31日をもって、宮城県市町村自治振興センターから本吉町脱退させることについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、16ページ。議案第61号 宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成21年8月31日をもって、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合から本吉町が脱退し、宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合の規約を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次、17ページが規約の部分でございます。新旧対照表が8ページでございます。

第5条の表中から本吉町を削る部分、それから第10条については文言の整理であります。また、別表の部分から本吉町を削るといような形で、附則としまして21年9月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案書18ページ。議案第62号 宮城県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでございます。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、平成21年8月31日をもって、宮城県後期高齢者医療広域連合から本吉町が脱退し、宮城県後期高齢者医療広域連合規約を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次ページ、19ページが規約の内容であります。新旧対照表は9ページであります。

第7条の部分で36人から35人と1減となるものであります。

附則としまして、21年9月1日から施行いたすものであります。

議案書20ページ。議案第63号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでございます。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成21年8月31日をもって、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会から本吉町及び気仙沼地方衛生処理組合が脱退し、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

次ページであります。規約の変更の内容であります。新旧対照表は10ページでございます。

別表中、本吉町及び気仙沼地方衛生処理組合を削るものであります。

附則としまして、21年9月1日から施行いたすものであります。

議案書22ページ。議案第64号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会を共同で設置する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてでございます。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、平成21年8月31日をもって、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会から本吉町及び気仙沼地方衛生処理組合が脱退し、宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約を別紙のとおり変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定により議会の議決をお願いするものでありまして、23ページが規約の変更の内容であります。

別表中、本吉町及び気仙沼地方衛生処理組合を削る部分でありまして、附則としまして、平成21年9月1日から施行いたすものであります。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

議事の都合により、6月11日は休会としたいと思います。これにご異議
ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、6月11日は休会とすることに決定しまし
た。

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議
ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しまし
た。

本日は、これで延会します。

再開は、12日の午前9時です。

ご苦労さまでした。

午後1時58分 延 会